令和６年３月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
新旧対照表

現　　行	改　正　案
第１条～第５条　略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の２第８項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円を超える場合とする。 第７条・第８条　略	第１条～第５条　略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円を超える場合とする。 第７条・第８条　略